第１６回千葉市政治倫理審査会議事録

１　日時 ： 令和２年８月５日（水）午後２時４５分　～　午後３時０５分
２　場所 ： 千葉市議会棟　３階　第３委員会室
３　出席者
（１）委員
　佐野善房委員、牧野勇次委員、三浦亜紀委員
（２）事務局
　山田総務局長、宮本総務部長、高木人事課コンプライアンス推進室長、竹内人事課コンプライアンス推進室主任主事
４　議題
（１）資産等補充報告書等の審査について
　ア　資産等補充報告書の審査
　イ　所得等報告書の審査
　ウ　関連会社等報告書の審査
（２）その他
　ア　市等との請負契約等の状況について
５　議事の概要
（１）資産等補充報告書等の審査について
　ア　資産等補充報告書の審査
　　事務局から当該報告書の説明を聴取し、質疑応答の後、審査の結果としては、特に指摘すべき事項はないとの結論となった。
　イ　所得等報告書の審査
　　事務局から当該報告書の説明を聴取し、質疑応答の後、審査の結果としては、特に指摘すべき事項はないとの結論となった。
　ウ　関連会社等報告書の審査
　　事務局から当該報告書の説明を聴取し、審査の結果としては、特に指摘すべき事項はないとの結論となった。
（２）その他
　ア　市等との請負契約等の状況について
　　事務局から市等との請負契約等の状況に関する公表状況について報告を受けた。
６　会議経過
○　開会
（佐野会長）市長から報告書が３種類提出されていますので、順次審査を進めます。
　はじめに、資産等補充報告書について審査します。事務局より説明をお願いします。
（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）政治倫理条例に基づき、今回、審査会に審査を求める報告書は、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書の３点です。報告書の対象者ですが、市長本人のほか、配偶者及び扶養親族も対象となっています。
　それでは資産等補充報告書について説明します。この報告書は、任期開始後の、毎年１２月３１日現在で新たに有することとなった資産等を報告するものです。
　市長本人分ですが、「４　預金・貯金」としまして、普通預金が約３４４万円、普通貯金が約１０万円、「５　有価証券」としまして、その他が約４０万円、そのほかについては、「該当なし」と報告されています。
　続きまして、配偶者ですが、「４　預金・貯金」としまして、普通預金が約２８万円、「５　有価証券」としまして、その他が約４０万円、そのほかについては、「該当なし」となっています。

続きまして、扶養する親族の資産につきましては、長女につきまして、「５　有価証券」としまして、その他が約８０万円、そのほかにつきましては、「該当なし」と報告されています。

最後に、長男につきまして、「５　有価証券」としまして、その他が約８０万円、そのほかにつきましては、「該当なし」と報告されています。

（佐野会長）ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありますか。

（牧野委員）預貯金として市長・配偶者を合わせて約４１６万円増加し、また、有価証券の「その他」として約２４０万円増加していますが、所得と比べてどうでしょうか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）詳細については後ほど説明しますが、所得は２人合わせて約２，１０８万円であり、生活資金を考えましても、特段合理性を欠く金額ではないと考えられます。

（佐野会長）扶養親族の有価証券について、平成３０年からジュニアNISAを始めたものと聞いておりますが、今年の増額理由も同様でしょうか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）今年度につきましても、ジュニアNISAによる増額分であると聞いております。

（佐野会長）他に質問等がないようでしたら、お諮りします。

審査の結果、資産等補充報告書については、特に指摘すべき点はないということでよろしいですか。

（各委員より、「異議なし」）

（佐野会長）次に、所得等報告書について事務局より説明願います。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）この報告書は、前年１年間を通じて市長であった場合に、前年分の所得等について報告するものです。所得のほか、生計を一にする親族以外の者から、３万円以上の利益供与及び供応接待を受けた場合の価額及び氏名等も対象となっています。ご覧いただいているとおり、今回の「所得等報告書」では、前年分の所得としまして、市長本人が給与所得約１，６９４万円、配偶者が給与所得約４１４万円との報告がなされています。また、扶養する親族は「該当なし」となっています。

（佐野会長）ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありますか。

（牧野委員）市長の給与所得は、前回の平成３０年分の給与所得と比べてどうですか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）平成３０年分の給与所得は約１，６６２万円でしたので、今回は約３１万円の増となっております。これは、３つ理由が挙げられます。１つは、給料月額について、平成３０年４月から給料月額の増額及び減額措置の見直しが行われ、令和元年と同じ水準になりましたが、所得は１月から１２月の期間の合算で比較しているため、見直し前の平成３０年１月から３月の期間との差額として、令和元年は約２４万円の増額となったもの、２つ目は、期末手当が増加したことによる約６万円の増額、３つ目は、市長が平成３１年１月に出席した、千葉県水道事業運営審議会から得た、１万３千円の委員報酬によるものです。

（佐野会長）期末手当が増加したとのことですが、その理由は何ですか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）市の人事委員会からの勧告を受け、「千葉市職員の給与に関する条例」の改正を行い、市の一般職の職員の手当が引き上げられたことから、これに準じて「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の改正を行い、引き上げられたものです。令和元年度は前年比＋０．０５月の年間４．５月の支給となっております。

（三浦委員）「千葉県水道事業運営審議会」とは何ですか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）千葉県が設置する、県営水道に関し、水道料金や負担金の改定、事業計画の大幅な変更、事業の設置・統合などの重要事項を調査審議し、知事に必要な事項の答申等を行うものです。市長は平成３０年１１月から、同審議会の委員を務めております。

（三浦委員）「千葉県水道事業運営審議会」の委員報酬は、何に基づいて決められたものですか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）千葉県の「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」の第３条第２項に基づき、附属機関の委員等の報酬については、日額１万３千円と

されているものです。

（三浦委員）市長に雑所得はなかったということですか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）雑所得に関係する収入よりも、支出額の方が多かったため、雑所得は０円となっております。参考までに申し上げますと、講演会の講演料などの雑収入があったものの、通信費等の必要経費が雑収入を上回ったと聞いております。

（三浦委員）配偶者の給与所得が約４１４万円ということですが、昨年の報告額と比べてどのような状況でしょうか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）昨年と比べますと約６４万円の所得増となっています。昨年同様、正社員として勤められており、所得の増加は、時短勤務が減少したことによる勤務時間の増加によるものと聞いております。

（佐野会長）他に質問等がないようでしたら、お諮りします。

審査の結果、所得等報告書については、特に指摘すべき点はないということでよろしいですか。

（各委員より、「異議なし」）

（佐野会長）最後に、関連会社等報告書について、事務局より説明願います。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）この報告書は、毎年４月１日において市長が報酬を得て会社の役員等の職に就いている場合に報告するもので、該当なしと報告されています。

（佐野会長）関連会社報告書において千葉テレビが報告されていないのは、無報酬だからかと認識しておりますが、市長が役員となっている会社は、千葉テレビ以外にないのですか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）市長が役員となっている会社は、千葉テレビのみと聞いております。

（佐野会長）市長は千葉テレビの報酬を返上しているのでしょうか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）市長が役員に就任する際に、報酬については辞退したと聞いております。

（佐野会長）他に質問等がないようでしたら、お諮りします。

審査の結果、関連会社等報告書については、特に指摘すべき点はないという結論でよろしいですか。

（各委員より、「異議なし」）

これで、本日の議題の「資産等補充報告書等の審査について」は終了しましたが、その他として事務局から何かありますか。

（事務局　高木人事課コンプライアンス推進室長）資産等補充報告書等に関連しまして、一点報告します。ただ今審査をいただきました資産等補充報告書等とは別ですが、千葉市長の政治倫理に関する条例において、市長は、前年度中に市長であった期間に、市長が実質的に経営に携わっている法人、又は市長の２親等以内若しくは同居の親族が経営する法人、これらと市等との間において、請負契約等がなされた場合には、請負契約等の状況を報告するとともに、公表することとされています。これについては、去る６月３０日に、当該法人の名称、役職、請負契約等の内容等を公表しています。

令和元年度中の状況については、本市が出資等をする１法人、千葉テレビ放送株式会社について、市長が役員を務めていることから、記載のとおり、同法人と市等との請負契約等の状況が報告されています。なお、役員への就任については、先ほど、佐野会長からもございましたが、当該法人からの就任依頼に基づき市長が無報酬により役員を務めているものです。また、市長の２親等以内及び同居の親族が経営する法人については、該当なしとなっています。市等との請負契約等の状況については以上でございます。

（佐野会長）ただ今の報告に対して、委員の皆様、何かご質問等はございますか。特に質問等がなければ、本日の審査会はこれで終了します。

○　閉会